

令和5年1月11日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 1 項 5 号に基づき、筑豊ボクシングジム（以下「筑豊ジム」という）所属ボクサーである永田裕真（ライセンスNo.47792）選手を令和 4 年 10 月 29 日より 6 ヶ月のライセンス停止処分とする。

理由： 筑豊ジム永田裕真選手は、令和 4 年 10 月 29 日の試合の前日計量において 1.3kg 体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は永田裕真選手を令和 4 年 10 月 29 日より 6 ヶ月のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 2 項 1 号に基づき、筑豊ジムのマネージャーである白銀尊道（ライセンスNo.38456）氏を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、白銀尊道氏が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション